

施行 令和 5年 2月 4日

一般社団法人日本地球化学会
企画委員会に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会(以下、「本会」とする。)の企画委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(企画委員会)

第 2 条 本会に、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、本会の年次講演会、シンポジウム、ショートコース等の行事を企画するとともに、年会実行委員会等と連携しながら、行事の円滑な運営を図ることを主たる目的とする。
- 3 企画委員会の委員長は、理事会で選任された企画幹事が務める。
- 4 企画委員会の委員は 5 名以内とし、委員長が推薦し理事会で承認する。

(改廃)

第 3 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、令和 5 年 2 月 4 日より施行する。